

## 愛知県立一宮興道高等学校生徒心得(生徒手帳抜粋)

### ○日課

- 出校 8:20
- ST 8:30～
- 第1時限 8:40～ 9:30
- 第2時限 9:40～10:30
- 第3時限 10:40～11:30
- 第4時限 11:40～12:30
- 昼食
- 第5時限 13:10～14:00
- 第6時限 14:10～15:00
- 第7時限 15:10～16:00(月・木のみ)
- 清掃 15:05～15:15(火・水・金)16:05～16:15(月・木)
- ST 15:20～(火・水・金)16:20～(月・木)

### ○部活動終了時刻

- 3月～9月 18:15
- 10月～2月 17:30

### ○遅刻

8:20 までに校門を通過しないときは遅刻となる。

### ○服装・頭髪等について

服装はすべて本校の規定に従い、端正であること。入学式・終業式は冬用制服とし、それ以外の日については冬用または夏用を各自の体調に合わせて着用すること。

#### <制服>

冬用・・・指定のジャケット(Ⅰ型/Ⅱ型)、スカート、スラックス(Ⅰ型/Ⅱ型)、スラックスの裾はシングル。

夏用・・・指定のスカート、スラックス、スラックスの裾はシングル。

通年・・・指定のカッターシャツ(Ⅰ型/Ⅱ型・長袖/半袖)又はリボン、セーター(長袖/ベスト)、ジャケット着用時はネクタイ、又はリボンを着用。

ベルト・・・Ⅰ型のスラックスを着用の際はベルトを着用すること。ベルトは黒、紺、茶を基調とし、華美でないもの。

#### <靴下>

白・黒・紺・灰色の無地で過度な装飾のないソックス、又は黒の無地タイツを着用。

#### <防寒具>

防寒具は高校生活にふさわしい華美でないものを使用。

#### <履物>

通学時は、通学に適した運動靴、又はローファーを着用。校舎内は指定のスリッパを着用。

#### <異装>

ケガなどでやむを得ず規定外の服装をしなければならない時は、生徒手帳の異装許可願欄により担任に届け出る。

#### <体育時>

指定の体操服を着用。体育館は本校指定靴を使用。武道場では履物を使用しない。

#### <その他>

髪の毛の加工(パーマメント、染髪等)、化粧(マニキュア、タトゥー等を含む)、装飾品(ピアス、指輪等)は禁止とする。

#### <携帯・スマホの校内持ち込みについて>

携帯・スマホを持ち込む場合は、音の鳴らない、振動しない状態でカバンの中へ入れて校内へ持ち込む。以降、下校時校門を出るまでは許可のない限りカバンから出して所持したり利用したりしないこと。

### ○所持品

通学は学生靴か高校生活にふさわしい機能的なものを用いる。

### ○風紀

本校の生徒として、学校のみならず、社会の秩序を乱すような行動・言動・SNS発信をしない。

### ○アルバイト

原則として禁止。ただし、学資補助でやむをえず行わなければならない時は、必ずアルバイト許可願を担任へ提出する。

### ○交通

#### ・自転車通学者

1km以上の通学区域のもの。

希望者は許可願を提出し、本校規定の登録ステッカーを自転車の所定の位置に貼付する。

傘さし運転・携帯・スマホ・イヤホンを使用しながらの運転等、道路交通法に違反する運転は絶対にしない。

また、安全のためヘルメットの着用を推奨する。

・運転免許取得は禁止する。特別の事情があって取得しようとするときは、必ず担任に届け出て学校の許可を受ける。

### ○既定の改正又は廃止の手続き

- ・生徒会執行部は、生徒の意見を集約し、校長に対し、規定の改正又は廃止を求めることができる。
- ・校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、職員会議でその内容について適切に議論するものとする。
- ・校長は、職員会議での議論を踏まえ、規定の改正又は廃止について決定するものとする。
- ・前項の決定にあたっては、議論の経過および決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。

(令和5年改訂)